

様式 A-15 【作成上の注意】

<対応事業>

特別研究員奨励費（特別研究員）

研究代表者が特別研究員奨励費（第1回）の交付内定までに、令和4年4月1日付け特別研究員（PD）への資格変更承認に間に合わないため、資格変更承認後に日本学術振興会から間接経費の追加交付を受けることを予定している場合において、交付申請の留保を希望する場合に、研究機関の事務担当者が電子申請システムにアクセスして作成してください。

【注意事項】

- ① 4月1日以降に学位取得（人文学、社会科学の分野にあっては、単位取得退学した場合を含む。）した研究代表者については、間接経費追加交付の対象外であることに留意すること。